

平成 20 年 7 月 15 日

社会 保障 審 議 会 障 害 者 部 会
会 長 潮 谷 義 子 様

社会 福 祉 法 人
日 本 身 体 障 害 者 団 体 連 合 会
会 長 小 川 榮 一

「障 害 者 自 立 支 援 法」の 抜 本 的 見 直 し に か かる 日 身 連 の 要 望

「障 害 者 自 立 支 援 法」が 施 行 さ れ て か ら の 間、制 度 を 利 用 す る 上 で 様 々 な 問 題 が 生 じ、こ の こ と に 対 し、国 は 特 別 対 策、そ し て 緊 急 措 置 を 講 じ ま し た。し か し、依 然 と し て、利 用 者 や 施 設 関 係 者 等 は 不 安 を 抱 え、深 刻 な 課 題 と し て 残 さ れ て い ま す。

日 本 身 体 障 害 者 団 体 連 合 会 は、こ の 現 状 を 重 く 受 け 止 め、障 害 者 自 立 支 援 法 の 見 直 し に か かる 検 討 委 員 会 (松 井 逸 朗 委 員 長) を 設 置 し、検 討 を 重 ね て ま い り ま し た。

つ い て は、障 害 者 が 安 心 し て 生 活 で き る 環 境 体 制 を 整 備 す る こ と が 喫 緊 の 課 題 で あ り、「障 害 者 自 立 支 援 法」が、障 害 者 の 自 立 を 支 え、格 差 の な い、共 生 社 会 の 実 現 と な る よ う、下 記 の 諸 点 に つ い て 要 望 い た し ま す。

記

障 害 者 自 立 支 援 法 に 対 す る 抜 本 的 見 直 し の 前 提 条 件 に つ い て

- ・ 対 等 の 契 約 原 理 を 維 持 し、措 置 制 度 に 逆 戻 り し な い こ と。
- ・ 介 護 保 険 と の 統 合 を 前 提 と し な い こ と。
- ・ 付 帯 決 議 に つ い て は、予 算 確 保 を 含 め、速 や か に 対 処 す る こ と。

1. 利 用 者 負 担 の 在 り 方 に つ い て

- (1) 利 用 者 負 担 の 月 額 負 担 上 限 額 は、一 般 分 に つ い て も 軽 減 策 を 講 じ る こ と。
- (2) 入 所 施 設 の 補 足 給 付 を 2 万 5 千 円 か ら 最 低 4 万 5 千 円 に 引 き 上 げ る こ と。
- (3) 就 労 関 係 の 施 設 や 事 業 (就 労 移 行 支 援 事 業、就 労 継 続 支 援 事 業 等) は、「働 く」こ と を 目 的 と し て お り、類 似 の 機 能 を 有 す る 職 業 能 力 開 発 事 業 等 の 取 扱 い と の 整 合 性 か ら 考 え て も、利 用 料 は 無 料 に す る こ と。
- (4) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス、自 立 支 援 医 療、補 装 具 を 複 合 利 用 す る 場 合、別 々 の 負 担 と せ ず、総 合 上 限 額 制 度 を 導 入 す る こ と。

2. 事業者の経営基盤の強化について

- (1) 従前の90%保障を100%にすること。
- (2) 支払方法については、報酬額を人件費と他の事業費に分けた上、人件費相当分を月払い方式、その他の経費を日払い方式とすること。
- (3) 小規模作業の法定事業への移行要件の緩和を講じる等、円滑な移行の実施を図ること。また、法定化できない作業所に対して、施設運営ができるように新たな受け皿のあり方を構築するなど、救済的な措置を講じること。
- (4) 自立訓練・就労移行支援における標準利用期間超過減算（基本単位数の95%を算定）は、利用者と施設経営の安定という観点からも廃止すること。

3. 障害者の範囲について

発達障害者等を含め、障害者の範囲について抜本的に見直すこと。

4. 障害程度区分認定の見直しについて

- (1) 地域間格差なく、必要な支援（サービス）が適切に利用できるよう、対象者及び量の制限をしないこと。障害程度区分の認定項目については、介護認定基準を前提とせず、障害者の個々人の日常生活、社会生活上の制限に対応したものとすること。
 - (2) 利用目的の視点からも、障害程度に応じた支援（サービス）するための区分として相応しい名称に変更（障害程度支援区分／仮称）していただきたい。
- ※ これらの課題の解決のために、厚生労働省において、障害者団体、地方自治体、有識者等で構成された委員会を設置し、早急に検討されたい。

5. サービス体系の在り方について

- (1) 身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し、地域生活の基盤整備の一層の促進を図ること。
- (2) 移動支援については、格差なく利用に困難が生じないように、個別給付にする等の対策を講じること。

6. 相談支援の充実について

- (1) 相談支援事業が十分に機能できるよう、ケアマネージャー制度の創設等を検討していただきたい。
- (2) 相談支援事業体制のツールの一つとして、障害者相談員等の活用の促進を図っていただきたい。

7. 地域生活支援事業について

- (1) 福祉サービス並びに利用者負担等の実態を調査し、地域間格差解消のため適正な対策を講じるとともに、事業の財政責任を明確にし、裁量的経費を義務的経費にすること。

- (2) 地域生活支援事業を円滑にすすめるために重要な地域サービスの基盤である障害者社会参加推進センターについては、大都市特例が廃止されたが、地域において障害者の社会参加の促進等を図るためにも従前の体制に戻すこと。
- (3) コミュニケーション支援事業については、義務的経費とし原則無料とすること。

8. 就労の支援について

- (1) 今国会に提出される障害者雇用促進法の改正案の法制化を図り、障害者雇用支援に対する積極的な政策を進めるとともに、就労できない重度障害者についても、きめの細かい対策を講じること。
- (2) 就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター事業の利用料については、無料とすること。少なくとも、就労控除（月收入24,000円）については、現行の低所得者層だけではなく、一般まで拡大すること。

9. 所得保障の在り方について

障害者が地域で自立して生活するために、障害基礎年金額の増額や住宅手当の創設等、所得保障を早急を実施すること。

以 上